

子どもへの事実確認面接 — 司法面接を使った3歳児への面接事例より：量的分析の報告 —

田 中 晶 子

本研究では、司法面接ガイドライン (Memorandum of Good Practices : MOGP) の手法に則った3歳児への面接における面接者と子どもの発話データについて、量的な側面から分析を試みた。

主な結果は、面接者はMOGPにおいて推奨される働きかけを充分用いた面接を行ったが、使用に注意が必要なクローズ質問も多く用いられ、MOGPで推奨される自由語りやオープン質問の利用のみでは、3歳児から十分な情報が引き出せなかった可能性が示唆された。また、面接者と子どもの発話の関係性について検討したところ、面接者によるWH質問やエコーイング (子どもの発話の繰り返し)、面接者の単なる応答 (相槌など) が子どもから文による応答 (ANSWER) を引き出しやすいことが示された。さらに、子どもが沈黙したり、面接者に質問をするような場合、その前に行われた面接者の発話文字数が多い傾向が示された。

キーワード：子どもの語り・司法面接・事実確認面接・児童虐待

問題

日常生活において、しばしば子どもから出来事の報告を受けなければならない場合がある。例えば、親が子どもに学校での出来事の報告を求めたり (例：どこで、誰と、何をしたのか)、医師が子どもから怪我や病状を聞き取ったり (例：いつから、どこが、どのように、痛むのか・どんな風に転んだのか・何を食べたのか)、あるいは、教師が子どもからいじめ等の状況を聞き取る (例：いつ、どこで、誰が、誰に、何をしたのか) 等、大人が子どもから話を聞きだす様々な場面が挙げられる。さらに近年、子どもが犠牲者や目撃者となる事故や犯罪が増加し、子どもから聞き取った内容を証言として取り扱う機会が増加している。なかでも児童虐待 (特に性的虐待) においては物的証拠が乏しく、子どもの証言が唯一の証拠となる場合が多い (木下, 1996)。そのような場合、子どもの語りの信憑性をどのように判断するかは、司法の場においてその後の対応を方向づける重要な意味を持つと思われる。大人が子どもから出来事についての客観的事実を確認したい場合、どのようにすれば、子どもはより多くの正確な情報を大人に話してくれるのだろうか。

子どもから出来事についての客観的事実を確認するためには、まず子どもの語りの特徴を知る必要があるだろう。子どもは2～3歳頃から体験したことを話し始め、3～4歳頃から「誰が、どうした、楽しかったや悲しかった」など出来事の基本的な内容をある程度報告できるようになり、4～5歳になれば、ある程度一貫した記憶を語ることができるとされている (仲, 2005)。しかし、子どもは出来事を報告する上での基本的な情報が抜け落ちたり、不明確にな

ることも多い。特に年齢の低い子どもは情報を小さな固まりでしか報告できず、厳密な表現も困難である。こういった子どもの語りの不充分さは、日常的には大人からの働きかけによって支援され、補完されている。つまり、子どもの語りは大人の関わり方（質問の仕方等を含む会話スタイル）に大きく依存しているのである（Fivush and Fromhoff, 1988）。

しかし、日常的には子どもを支援する会話スタイルが、客観的事実を確認する必要がある場面では、子どもの語りの信用性を下げてしまう可能性がある。例えば、子どもは暗示や誘導の影響を受けやすいことが知られているが（Ceci, Ross, & Togli, 1987）、日常の会話スタイルでは、これらの影響を避けることができない。したがって、客観的事実の確認が重要視される場合には、日常の会話スタイルとは異なる大人からの働きかけが必要とされるのである。

そこで近年注目されているのが、司法面接（Forensic interview）と呼ばれる客観的事実を確認することに焦点をあてた面接法である。司法面接は、特に虐待被害等の状況をうまく伝えることのできない子どもや高齢者・障害者への適用を念頭においたものが多く、欧米諸国では既に制度化され、ガイドラインに基づいた適用が行われている。それらのガイドラインの内容には共通する手続きが多く、①ラポールを構築する、②面接の目的を告げる、③グラウンドルールを理解させる、④事務的な情報を収集する、⑤自由報告を求める、⑥質問をする、⑦補助物を使用する、⑧クロージングを行う、が共通する8つの手続きとして挙げられている（仲、2005、田中、2006；表1参照）。

このような司法面接のひとつに Memorandum of Good Practices（よき実践のためのメモ：MOGP）と呼ばれる面接法がある。MOGPは、英国内務省が1992年に発行したビデオ録画面面接のためのガイドラインで、イングランドとウェールズの全警察官を対象に導入され、ガイドラインに基づいたビデオ録画面面接が実施されている¹⁾。このビデオ録画面面接の目的は、早い時

表1 欧米の司法面接において推奨される8つの手続き（仲、2005を参考に作表）

①ラポールを構築する	面接者と子どもとの間にリラックスした関係を築く。
②面接の目的を告げる	面接の目的を告げる。
③グラウンドルールを理解させる	グラウンドルール（面接における約束事）を理解させる。グラウンドルールとは、事実だけを話す・嘘をつかない・わからないことは「わからない」と言う、という3点である。
④事務的な情報を収集する	名前や住所など事務的な情報収集を行う。
⑤自由報告を求める	「何があったのか話してください」の様な教示により、子どもに自由に、自発的に出来事を語ってもらう報告形態を取る。
⑥質問をする	まず答えの範囲が限定されないオープン質問（いつ・どこで・どのようになるなどのWH質問）を行い、その後答えが「はい・いいえ」や「AかB」に限られるようなクローズ質問へと段階的に進める。
⑦補助物を使用する（※）	描画や模型、人形などを使用する
⑧クロージングを行う	子どもが語った内容を子どもの言葉で確認する。面接への協力に対する感謝を伝え、中立的な話題で終了するよう配慮するなど子どもへの事後的なケアへつながる対応をする。

※⑦補助物を使用するについては、必ずしも積極的に推奨されているわけではない

1) 英国内務省は、2001年にMOGPを踏襲するAchieving of the Best Evidences in criminal proceeding(Best Evidences)を発行した。Best Evidencesは、子どもだけでなく、異なる文化的背景を持つ人々や外傷体験のある人々にも配慮したガイドラインとなっている。

期の情報を録画し、記録することにより、事実確認のために必要な情報を確保することである。したがって、カウンセリングとは目的を異にしている。また、子どもに何度も面接を繰り返させないため、ガイドランに沿った良い面接が行われた場合、その面接録画は主たる証拠として、裁判の過程における子どもへの主尋問の代わりに用いられる²⁾。

MOGPは、ラポールの構築・自由語り・質問・面接の終結の4つのフェーズ（様相）に沿って事実の確認が行われる（図1参照）。以下に、MOGPの手続きをフェーズごとに概説する。

まず、第1フェーズのラポールの構築では、子どもを落ち着かせ、不安を取り除くことが目的とされる。このフェーズでは、面接者は子どもについての情報を得、面接における約束事（グラウンドルール）を理解させるよう子どもに説明を行う。子どもをリラックスさせ、遊び等を取り入れながら進めることが推奨されている。ただし、面接者の方から問題となっている出来事に言及することは禁止されており、子どもをじっと見つめたり、体に触れたりすることも禁じられている。このラポールの構築を省略することは禁じられており、必要であれば何度も繰り返される。

第1フェーズにおいて面接者と子どもとの間に十分なラポールが形成されたら、第2フェーズの自由語りによる報告へ進む。ここでは、子どもに自発的に語ってもらうことが目的とされる。面接者は、「積極的に聞く」態度を取り、子どものペースで出来事について話してもらうよう努めなければならない。また、面接者の方から子どもが言及していない出来事について直接尋ねることは禁止されている。子どもの話が途切れてもすぐに口をはさまず、子どもの自発的な語りを促す働きかけを行う。

第2フェーズの自由語りのみで子どもから十分な情報を得られることはまれである。したがって、子どもが話した出来事について、より多くの情報を得るため、第3フェーズの質問へ進むことになる。MOGPでは、一般的な質問から特定の質問へと段階を踏んで質問を行うこ

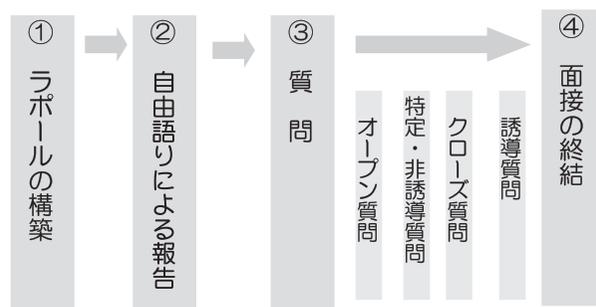


図1 ビデオ録画面接（MOGP、1992）の概要
（一定のフェーズ（様相）に沿って、事実確認を行う）

2) 英国では、1989年の法改正により子どもの面接ビデオが裁判において主たる証拠として用いられている。また、1999年には、年齢に関わらず、障害を持つ目撃者や被害者、脅かされた目撃者や被害者に対して、ビデオ録画面接を適用することになっている。

とが推奨されている。質問の繰り返しを避け、子どもが混乱するような難しい表現を避けることが重要である。子どもにとっての難しい表現として、長い文による質問や、埋め込み構造になっているマルチ質問、代名詞の使用、否定語の多用が挙げられている。また、付加疑問文は、子どもに対して誘導的であるため、避ける必要がある。面接者はこれらの使用を避け、出来るだけシンプルでわかりやすい表現を用いた質問をするよう心がけなければならない。

質問は答えを限定しないオープン質問から始める。オープン質問では、面接者は圧力をかけることなく、子どもにできるだけ多くを語ってもらうよう心がける。その後、子どもが語った内容の中から特定の事柄に焦点をあわせた非誘導的な質問を行う。子どもが語った内容について、より広く情報を得て、その内容を明確化することが目的とされる。

自由語りやオープン質問による働きかけに対して話したがる子どもへは、「はい・いいえ」で答えられるようなクローズ質問を用いる。これは、回答の選択肢が限られるような質問を使って、情報を得る方法である。さらに、クローズ質問においても子どもが話したがる場合には、最後に誘導質問を行うが、面接者は子どもに対して、直接的な誘導は避けなければならない。

自由語りやオープン質問において、子どもから問題となる出来事についての報告が全く現れない場合には、面接の終結を考える必要がある。したがって、クローズ質問と誘導質問については、必ずしも用いる必要はなく、このような質問形式が必要であるかどうかよく考えてから使用するべきであるとされている。

自由語りから質問のフェーズを経て、出来事に関する情報が得られたら（あるいは、得られなかったとしても）第4フェーズの面接の終結を行う。ここでは、子どもが語った言葉を用いて、出来事の確認を行う。その際、面接者が言葉の言い換えをすることは禁止されている。また、面接後に子どもが不安になることのないよう、ラポールを構築した時の話題（中立的な話題）に戻るなどの配慮を行うことが大切である。さらに、子どもから面接者に対して質問がないか尋ね、面接への協力の感謝を伝えることも忘れてはならない。これらを終えて、面接の終了となる。

このMOGPにおける一連の手続きの中で、面接の中心として最も重要視されているのが、第2フェーズの自由語りである。MOGPでは、①子どもに質問するのではなく、子どもの話を聞く②子どもが出来事について自由語りで話している時に決して妨げてはいけないという2つの原則を掲げ、自由語りの重要性を強調している。

しかし、子どもに自由語りを行わせる時には多くの問題が生じる。まず、子どもは自由語りという報告形式に慣れていないため、無口になってしまうことがあげられる。藤崎（1982）によると、幼児が自発的に開始した出来事の報告と、大人（保育士）の働きかけに応じて開始した出来事の報告の割合は、3歳児で40:38であった。この割合は年齢が上がるにしたがって、自発的な報告の割合が増加することが示されているが、3歳児においては、自発的な報告だけでは十分な情報を得られる可能性は少ないと思われる。また、子どもが報告した内容が必ずしも有用な情報ではないことが報告されている。例えば、重要な箇所が報告から抜け落ちてしまう現象（中身の無いサンドイッチと呼ばれる）が自由語りではしばしば見られる（アルドリッジ・ウッド、2004）。

このような自由語りの抱える問題を克服するために、自由語りの機会を充分与えることや子どもの発言を繰り返すこと（エコーイング）による支援などが提案されており、英国においてその有効性が確認されている。例えば、面接者が子どもに対して、1度だけでなく2度目の自由語りの機会を与えると、5歳児で30%、6歳児で50%、10歳児では80%の子どもが第2の自由語りの報告で新たな情報を報告することが出来た（Aldridge & Wood 1999）。また、子どもの発言を繰り返すこと（エコーイング）は、自由語りの足場を組み立てる役割を果たし、新たな情報が子どもから報告される可能性が高まることが示唆されている（アルドリッジ・ウッド、1994）。このような研究成果は、MOGPに取り入れられ、より効果的なガイドラインの運用に活かされている。

日本においては、欧米で作成された面接法の翻訳が紹介され（藤川・小澤、2003；英国内務省・英国保健省、2007）、実際に虐待が疑われる事例において、欧米と同様の形式に則った調査面接が用いられ始めている（鈴木・菱川・佐々木、2007）。しかし、日本における司法面接法についての基礎的な研究は少なく、欧米で用いられている司法面接の手法が日本においてどの程度有効であるかについては未だ不明確な点も多い。欧米の司法面接において提案されている事柄の多くは、日本の子どもにおいても共通して有効であることが予想されるが、子どもの言語発達に関しては英語と日本語では言語体系が異なるため、すべてをそのまま日本の子どもに当てはめることが出来ない可能性もある。

そこで本研究では、日本における司法面接の適用可能性について基礎的データを提供するため、3歳児に対しMOGPの手法を用いたインタビューを行い、量的な分析を行った結果について報告する。一事例の分析結果であるが、面接者の質問と子どもの反応との関係性や、子どもの語りの特徴を量的な側面から概観することにより、今後の実証的なデータを積み重ねる起点の資料としたい。

方法

面接の概要

2008年3月、午前10時から約30分間、被面接者（子ども）の自宅のリビングルームとダイニングキッチンにおいて実施された。

面接者

面接者は32歳、女性が1人で面接を行った。面接者は、2007年11月よりMOGPと、MOGPを踏襲するBest Evidencesに関する勉強会に定期的に参加し、MOGPの基本的枠組みについて研修を受けた。また、2008年2月に6時間の司法面接ワークショップに参加し、英国でのMOGPトレーニングプログラムに参加した講師の指導によるロールプレイ形式の面接トレーニングを受けた。

被面接者

3歳1ヶ月・女兒(Aちゃん)が被面接者として参加した。聞き取りを行う面接者とは数回会ったことがあり、ある程度の面識があった。

材料

面接において聞き取りの対象となる材料には市販の読み聞かせDVDを用いた。タイトルは、「まこちゃんのおたんじょうび」（原作：にしまきかやこ、出版社：こぐま社）であり、DVD「ちいさなきいろいかさ」（トライキッズエンタテイメント）内に収録されている物語であった。映像はカラーで、手書き風の絵にあわせてナレーションが入ったものであった。物語の内容は、「まこちゃんという女の子が散歩をしながら、誕生日プレゼントを動物達（にわとりとひよこ・うさぎ・りすとねずみ・こぐま）に貸していく。その後、動物達はそれぞれが借りたものとまこちゃんへの誕生日プレゼントを持ち、まこちゃんの家へ集まってくる。そしてみんなで誕生日パーティーをする」というものであった。時間は8分間であった。

手続き

面接はMOGPの手法に則って行われた。手続きの概要については、図2に示す。まず、子どもとのラポールの構築として、子どもともにお絵かき等を行い、リラックスした状況を作り出すよう努めた。その後、子どもにDVDを視聴してもらったが、面接者はその間トイレへ行き、席を外した。DVD終了後、子どもに対しDVDの内容について聞き取りを行った。

まず、子どもに対してグラウンドルール（「わからない時にはわからないと言う」と「嘘をつかない」）の説明を行った。ただし、グラウンドルールのうち「本当のことを言う（事実だけを話す）」については説明を行わなかった。ここでは、視聴したDVDの内容を聞き取りの対象としたため、「事実を話す」というグラウンドルールの説明が状況に適さないと考えたからである。

次に、DVDの内容について自由語りフェーズから質問フェーズへと段階を踏んだ聞き取りを試みた。質問フェーズが終了した後、面接に対する感謝を述べ、ラポールの構築時に行った折り紙に絵を描くという作業を再び行ってから面接を終了した。

面接における面接者の発話と子どもの発話はすべてボイスレコーダーにより録音された。面接時間は17分間であり、DVD視聴等も含めると全体で30分程度であった。

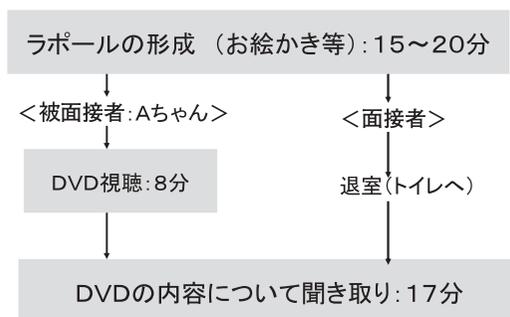


図2 面接の流れ (手続き)

結果と考察

結果の整理法

17分間の聞き取りにおいて、面接者と子どもそれぞれの発話が153ずつあり、両者の発話を合わせると306の発話が記録された。面接者の発話と子どもの発話について、仲(2001)による分析法を参考に、結果の整理を行った。

まず、面接者の発話について、①WH質問(例:いつ、どこ、誰、何、なぜ、どんな、を含む質問)②クローズ質問(例:はい・いいえで答えられる質問)③エコーイング(子どもの反応の繰り返し)④単なる応答(例:うん、そう)⑤マルチ・埋め込み質問(例:～とき、～して、～ので)⑥代名詞(例:あれ、その、こんな)⑦否定(例:～ない、～なかった)⑧付加疑問文(例:～しょう?～ね?)⑨通常の疑問文の9つの特徴がどの程度含まれているかについて検討した。

MOGPで面接者の働きかけとして推奨されているのは、オープン質問の代表である①WH質問と、子どもの自由語りを支える役割を果たす③エコーイングである。一方、②クローズ質問は、子どもから得られる反応が限定されるため、使用には注意が必要とされる働きかけである。また、⑤マルチ・埋め込み質問、⑥代名詞、⑦否定、⑧付加疑問文は、子どもにとって理解が難しかったり、誘導的である等の理由から避けるべき働きかけとされている。なお、これらの特徴は排他的でなく、ひとつの発話に複数の特徴が含まれる可能性がある(例:WH質問であり、代名詞が含まれる発話)。さらに、面接者の発話の複雑さの指標として、発話文字数(発話の長さ)もカウントした。

次に、子どもの発話については、①ANSWER(文による反応)②YES(例:はい、そうです)③NO(例:いいえ、ありません)④DR(例:覚えていない)⑤DK(例:知らない)⑥SILENCE(沈黙)⑦ASK(質問)⑧その他の8つのカテゴリーに分類し、発話の特徴について検討した。

MOGPでは、子どもから自由語りによるANSWERを引き出すことが推奨されている。また、「覚えていない」、あるいは「知らない」事柄については、「覚えていない」、「知らない」と大人に伝えることができるかどうかも重要視されており、面接者はグラウンドルールの説明においてそれらを子どもに理解させるよう働きかける。

これら面接者と子どもの発話データについて、以下に量的な側面から分析を試みた。具体的には、面接者と子どもの発話の特徴をまとめ、両者の発話の関係性や、面接者の発話の複雑さが子どもの発話に及ぼす影響について検討を行った。

面接者と子どもの発話の特徴について

結果の整理法に従って、全306の発話のうち、153の面接者の発話について特徴の分析を試みた。結果を表2に示す。

表2に示されているように、オープン質問の代表であるWH質問が46(30%)であり、自由語りを支える働きを持つエコーイングが57(37%)であった。これらのMOGPにおいて推奨される働きかけがそれぞれ面接者の発話の30%以上を占めた。

これまでの実際のインタビュー場面を分析した研究では、自由報告を引き出すような面接者

からの働きかけはほとんど見られないことが報告されている (Walker & Hunt, 1998)。本研究の事例では、そのような働きかけが積極的に用いられ、MOGP の手法に則った面接が行われたことが示されていると言えよう。

しかし、使用に注意が必要であるとされる、クローズ質問が 62 (41%) 用いられており、自由語りを支えるエコーイングやオープン質問だけでは、子どもから十分な情報が引き出せなかった可能性が読み取れる³⁾。なお、子どもが混乱するような難しい表現とされるマルチ質問・代名詞・否定や、誘導的とされる付加疑問文についてはほとんど用いられなかった。

次に、子どもの発話についての結果を表 3 に示す。表 3 に示されているように、ANSWER による反応が 106 (69%) であり、大半を占めた。次いで YES が 38 (25%) であり、NO は 2 (2%) となった。DR と DK は全く示されず、SILENCE も 5 (3%) と少なかった。これらの結果から、面接の中で子どもは文による応答を中心に比較的よく語っていることが示されている。

表 2 面接者の発話における特徴ごとの生起数 (%) 表 3 子供の発話における特徴ごとの生起数 (%)

特徴	
WH	46 (30%)
クローズ	62 (41%)
エコーイング	57 (37%)
単なる応答	20 (13%)
マルチ	8 (5%)
代名詞	9 (6%)
否定	8 (5%)
不可疑問文	5 (3%)
疑問文	116 (76%)

特徴	
ANSWER	106 (69%)
YES	38 (25%)
NO	2 (1%)
DR	0 (0%)
DK	0 (0%)
SILENCE	5 (3%)
ASK	1 (1%)
その他	1 (1%)

面接者と子どもの発話の関係について

MOGP では、子どもからできるだけ自由語りによる ANSWER を導き出すことが推奨されている。したがって、どのような面接者の発話が子どもから ANSWER を導きやすいのかについて検討を試みた。ここでは、WH 質問・クローズ質問・エコーイング・単なる応答の 4 つの特徴を含む面接者の発話をピックアップし、それぞれの発話の次に示された子どもの発話がどのような特徴を持つのかについて検討した。結果を表 4 に示す。

表 4 に示されているように、WH 質問、エコーイング、単なる応答の後に続く子どもの発話は、ほとんどが ANSWER による反応であり、80% 以上という非常に高い割合を占めた [WH 質問: 40 (87%)、エコーイング: 46 (81%)、単なる応答: 17 (85%)]。これらの結果より、WH 質問・エコーイング・単なる応答のような面接者の発話がなされた時に、子どもから ANSWER による発話が導かれやすいことが示された。

一方、クローズ質問の後に続く反応は、YES が 31 (50%) と最も多く、次いで ANSWER が 27 (44%) であった。

3) ただし、本研究で面接者が用いたすべてのクローズ質問は、聞き取りたい事柄についてのオープン質問を用いた後に用いられている。

これまで WH 質問において子どもから ANSWER が多く引き出されることが示されているが (仲、2001)、本研究の事例においても、WH 質問の有効性が示されたと思われる。さらに、ここでは、エコーイングや単なる応答においても、子どもから多くの ANSWER が引き出されることが示された。WH 質問だけでなく、面接者が子どもの発話を繰り返したり、「うん」や「そうなの」といった相槌をうつことも、子どもから ANSWER を引き出す効果を持つようである。

表 4 面接者の発話と子どもの発話の関係

特 徴	WH 質問 (総数 46)	クローズ質問 (総数 62)	エコーイング (総数 57)	単なる応答 (総数 20)
ANSWER	40 (87%)	27 (44%)	46 (81%)	17 (85%)
YES	2 (4%)	31 (50%)	10 (18%)	2 (10%)
NO	0 (0%)	2 (3%)	0 (0%)	0 (0%)
SILENCE	3 (7%)	2 (3%)	0 (0%)	0 (7%)
ASK	1 (1%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (5%)
その他	0 (0%)	0 (0%)	1 (1%)	0 (0%)

面接者の発話の複雑さと子どもの発話の関係について

MOGP では、子どもが混乱するような難しい表現や複雑な質問は避けなければならない。ここでは、面接者の発話の複雑さを表す指標として発話文の長さを取り上げ、子どもの発話との関係について検討を試みた。

まず、子どもの発話を、ANSWER、YES/NO、SILENCE/ASK/その他に大別した。さらに ANSWER については、全 106 の発話を発話文字数によって、短 ANSWER (6 文字以下の文による応答) 34 反応、中 ANSWER (7-11 文字の文による応答) 37 反応、長 ANSWER (12 文字以上の文による応答) 35 反応に分類した。これら 5 つのカテゴリーに分けられた子どもの発話の 1 つ前の面接者の発話について、カテゴリー別に文字数の平均を求めた。結果を表 5 に示す。

表 5 に示されているように、子どもの発話が SILENCE/ASK/その他の場合、その 1 つ前の面接者の発話文字数が比較的多い傾向が示された。つまり、子どもが沈黙したり面接者に対して質問をする時、その前の面接者の発話が比較的に長いことが示されている。

MOGP の原則の 1 つは「子どもに質問するのではなく、子どもの話を聞く」であり、面接者が多く話すことにより、子どもの語りは減少することが指摘されている。例えば、面接者から

表 5 子どもの反応カテゴリーと 1 つ前の面接者の平均発話文字数

	反応数	1 つ前の面接者の平均発話文字数
短 ANSWER (6 文字以下)	34	22.1
中 ANSWER (7-11 文字)	37	19.5
長 ANSWER (12 文字以上)	35	23.8
YES / NO	40	18
SILENCE/ASK/その他	7	34.4
計	153	

の質問文が長い程、それに対する子どもの ANSWER が短くなる (仲, 2001)。本事例からは、子どもが沈黙してしまったり、面接者に質問をするような場合、その前の面接者の発話文字数が多い傾向が示された。つまり、面接者が多く話すことにより子どもは無口になってしまう傾向が示唆されたと思われる。本事例では子どもが黙ってしまったり、質問をするといった反応は少ないが、面接者が短くシンプルな質問をすることで、子どもの沈黙を避け、より多くの情報を得ることができる可能性があると思われる。

一方、子どもの発話が ANSWER や YES/NO である場合、その1つ前の面接者の発話文字数については、カテゴリー間での明確な差は認められなかった。ANSWER の文字数による違いもほとんど認められなかった。なお、全ての面接者の発話における文字数の平均は 21.4 文字であった。

まとめと今後の課題

3歳児に対し、英国司法面接 (MOGP) の手法に則った面接を行い、面接者と子どもの発話データについて量的な側面から分析を試みたところ、以下のような結果が得られた。

まず、面接者と子どもの発話の特徴をまとめたところ、面接者は3歳児に対して MOGP において推奨される働きかけを充分用いながら面接を行ったことが示された。ただし、使用に必要なクローズ質問も多く用いられており、MOGP で推奨される自由語りやオープン質問の利用のみでは、3歳児から十分な情報が引き出せなかった可能性も示唆された。

次に、面接者と子どもの発話の関係について検討したところ、先行研究と同じく、面接者からの WH 質問が、3歳児から ANSWER (文による応答) を引き出しやすいことが示された。また、エコイングや単なる応答 (相槌など) も、3歳児から ANSWER を引き出しやすいことが示された。

さらに、面接者の発話の複雑さが子どもの発話に及ぼす影響について検討を行ったところ、3歳児が沈黙したり、面接者に質問をするような場合、その前の面接者の発話文字数が多い傾向が示された。つまり、面接者が多く話すことにより、3歳児は無口になってしまうようである。

以上の結果から、本事例は、3歳児との間に司法面接に則った面接が一通り実施可能であったことを示していると考えられる。しかし、面接者は自由語りの促しやオープン質問を行った後、クローズ質問を一定量使用していることから、MOGP で推奨される方法のみで面接を進めるのは困難であったことが推測される。本研究で分析を試みたのはひとつの事例であり、ここでの結果をそのまま一般化することには慎重でなければならないが、3歳という年齢は、出来事の基本的な内容がある程度報告できるようになったばかりの発達段階であり、個人差はあるものの司法面接が適用される下限に近い年齢であると思われる。

ただし、ここでの結果を実際の司法面接場面へ適用するには注意が必要である。まず、本研究で用いられた手続きは、聞き取り対象となる出来事 (DVD 視聴) が、面接者と被面接者におけるラポール形成後であった。これは、実際の司法面接が実施される状況とは異なっている。実際には、子どもは聞き取りの対象となる出来事を体験した後に、面識のない大人から司法面接を実施されることになる。つまり、本研究で設定された状況と比べ、実際には子どもにとっ

てより語りにくい状況となることが予想される。さらに、本研究ではDVDで提示された物語について語るという状況を設定している。これは、子どもの実際の体験に基づく出来事の語りとは異なる可能性がある。特に虐待について聞き取る場合、その多くは語りにくい性質を持つ体験であろう。これらの点は本研究の結果の解釈において注意を必要とする点であると思われる。これらの点を踏まえつつ、本事例の分析結果は日常の会話スタイルとは異なる司法面接（事実確認に焦点をあてた会話スタイル）において、3歳児がどのような反応をするのかについての基礎的資料としての役割を果たすと思われる。

今後の検討課題として最初に挙げられるのは、本研究で分析対象とした事例に対して、質的な側面からの分析（会話の内容分析）を行うことであろう。子どもが面接者からの発話に対してANSWER（文による応答）を多く示していたとしても、それが面接者の意図とは対応しない内容の発話であったならば、子どもから十分な情報を聞き取れたとは言えない。面接者の意図する文脈に対応する発話が子どもから引き出されているかどうかについては、両者の発話内容を詳細に分析することで明らかにすることができるだろう。

さらに、どのような場面で面接者と子どもの間にディスコミュニケーション（例えば、発話の意味の取り違えや、文脈の誤解）が生じているのかについても検討する必要があるだろう。そのような分析を行うことにより、面接者が避けるべき発話スタイルのヒントが得られる可能性があると思われる。今後、本研究における量的な分析の結果に質的な分析から得られた結果を含め、多様な側面から司法面接の有効性について検討していくことが重要である。さらに、より実際に近い状況設定において、様々な年齢層の子どもにおける事例分析の結果を蓄積し、日本における適切な面接法の運用について検討していくことが求められる。

引用文献

- Aldridge, M. & Wood, J. 1999 Telling it how it was: A comparative analysis of children's evidential and non-evidential narrative accounts. *Narrative Inquiry*, 257-277
- アルドリッジ, M.・ウッド, J. (仲真紀子 監訳) 2004 子どもの面接法 司法手続きにおける子どものケア・ガイド 北大路書房
- Ceci, S. J., Ross, D. F., & Toglia, M. P. 1987 Age differences in suggestibility; Narrowing the uncertainties. In S.J. Ceci, D. F. Ross, & M. P. Toglia, (Eds) *Children's Eyewitness Memory*. New York; Springer Verlag.
- 英国内務省・英国保健省編 (仲真紀子・田中周子 訳) 2007 子どもの司法面接 ビデオ録画面接のためのガイドライン 誠信書房
- Fivush, R., & Fromhoff, F.A. 1988 Style and structure in mother-child conversations about the past. *Discourse processes*, 11, 337-355.
- 藤崎春代 1982 幼児の報告場面における計画的構成の発達の研究 教育心理学研究, 30, 54-63.
- 藤川洋子・小澤真嗣 2003 子どもの面接ガイドブック 虐待を聞く技術 日本評論社
- 木下麻奈子 1996 子供の証言と法的リアリティー-児童虐待における子供証言 目撃者の証言 (菅原郁夫・佐藤達哉 編) 法律学と心理学の架け橋 現代のエスプリ 350, 149-155.
- 仲真紀子 2001 子どもの面接-法廷における「法律家言葉」の分析- 法と心理, 1, 80-92.
- 仲真紀子 2004 子どもの面接法 司法手続きにおける子どものケアガイド 北大路書房

- 仲真紀子 2005 子どもの目撃供述とその面接法 法と心理学会・目撃ガイドライン作成委員会（編）目撃供述・識別手続きに関するガイドライン。現代人文社
- 鈴木浩之・菱川愛・佐々木智子 2007 神奈川県児童相談所における性的虐待を中心とした調査面接 日本子ども虐待防止学会第 13 回学術集会いえた大会プログラム・抄録集、99。
- 田中晶子 2006 子どもへのインタビュー - 虐待識別技法として - 四天王寺国際仏教大学紀要、44. 1-14.
- Walker, J. A., & Hunt, J. S. 1998 Interviewing child victim-witnesses: How you ask is what you get. In C. P. Thompson, D. J. Herrmann, J. D. Reod, D. Bruce, D. G. Payne, & M. P. Tolia (Eds.) Eyewitness memory: Theoretical and Applied perspectives 55-87.

※ 本研究の一部は日本心理学会第 72 回大会（2008 年 9 月 19～21 日 北海道大学）において発表された（「子どもへの事実確認面接－司法面接を使った聞き取り事例より－」日本心理学会第 72 回大会発表論文集、1115.）。

謝辞

本研究における司法面接にご協力いただきました A ちゃんとそのご家族に心より感謝いたします。また、本研究執筆において、匿名の査読者から有益なコメントをいただきました。記して感謝いたします。